

環境省政策評価結果の政策への反映状況

平成 23 年 10 月

環 境 省

目 次

1. はじめに

2. 平成 22 年度施策の事後評価結果の政策への反映状況
 - (1) 総括表
 - (2) 施策別整理表

3. 事前評価結果（平成 22 年 10 月から平成 23 年 9 月まで）の政策への反映状況
 - (1) 公共事業
 - (2) 規制関係
 - (3) 租税特別措置等

1. はじめに

環境省では、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、環境省政策評価基本計画及び環境省政策評価実施計画を策定し、以下の施策体系のもとで政策評価（事後評価）を実施している。（これらの9施策の下には全体で40の目標を定めている。）

- 施策 1 地球温暖化対策の推進
- 2 地球環境の保全
- 3 大気・水・土壌環境等の保全
- 4 廃棄物・リサイクル対策の推進
- 5 生物多様性の保全と自然との共生の推進
- 6 化学物質対策の推進
- 7 環境保健対策の推進
- 8 環境・経済・社会の統合的向上
- 9 環境政策の基盤整備

政策評価の結果については、次年度の予算要求等の政策へ適切に反映させることが重要であり、以下のとおり政策への反映状況を取りまとめた。（なお、事前評価の取りまとめの対象は、昨年度の報告からこれまでの間（平成22年10月から平成23年9月まで）に、総務省へ提出、公表した評価書である。）

2. 平成 22 年度施策の事後評価結果の政策への反映状況

(1) 総括表

| 反 映 状 況 | 施策体系に おける対象 施策数 |
|------------|-----------------------|
| 施策の改善・見直し | 9 |
| 概算要求に反映 | 9 |
| 機構・定員要求に反映 | 7 |
| 機構要求に反映 | 0 |
| 定員要求に反映 | 7 |

(2) 施策別整理表

| | |
|-------|---|
| 施策名 | 1. 地球温暖化対策の推進 |
| 評価方式 | 実績評価方式 |
| 施策の概要 | <p>【1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり】 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、2050年に1990年比で温室効果ガス排出量80%削減を達成するとともに、社会経済構造の転換を促進しつつ、低炭素社会の構築を図る。また、気候変動予測、影響評価及び適応に関する知識の普及を通じ、地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適應できる社会づくりを促進する。</p> <p>【1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制】 2008年度から2012年度のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、基準年(1990年度)総排出量比で+1.3~2.3%の水準とし、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で▲1.5%の水準にする。また、2008年から2012年の代替フロン等3ガスの排出量を基準年(1995年)総排出量比で▲1.6%の水準にする。</p> <p>【1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】 京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である1,300万炭素トン(3.8%)を確保する。</p> <p>【1-4 京都メカニズム等を活用した海外における地球温暖化対策の推進】 我が国における京都メカニズム(CDM・JI・排出量取引)活用のための体制整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速させることにより、国内排出量削減対策及び吸収源対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分(基準年総排出量比1.6%)に相当するクレジットを獲得する。また、二国間メカニズムの構築に向けた取組を進める。</p> |
| 反映状況 | <p>改善・見直し</p> <p>総括的には、次年度の事業内容を精査する上で、所要の目的を達成した事務事業等については予算要求を行わないこととした。</p> <p>24年度概算要求額: 146,873百万円</p> <p>機構要求 ー</p> <p>定員要求</p> <p>(1)再生可能エネルギー導入拡大に向けた施策の拡大・強化に伴う増</p> <p>(2)「地球温暖化対策のための税」の導入に伴う執行・審査業務体制の強化に伴う増</p> |

| | |
|-------|--|
| 施策名 | 2. 地球環境の保全 |
| 評価方式 | 実績評価方式 |
| 施策の概要 | <p>【2-1 オゾン層の保護・回復】 オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。</p> <p>【2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力】 環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等への積極的な貢献や、アジアをはじめとする各国や国際機関との連携・協力を推進する。</p> <p>【2-3 地球環境保全に関する調査研究】 地球環境分野のモニタリングを推進するとともに、気候変動の影響及び影響に対する適応の情報収集・調査研究などを推進する。</p> |
| 反映状況 | <p>改善・見直し</p> <p>総括的には、地球環境の保全に必要な対策を強化するために、次年度の事業内容を精査する上で、所要の目的を達成した事務事業等については予算要求を行わないこととした。</p> <p>24年度概算要求額: 1, 932百万円</p> <p>機構要求 ー</p> <p>定員要求 ー</p> |

| | |
|-------|--|
| 施策名 | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 |
| 評価方式 | 実績評価方式 |
| 施策の概要 | <p>【3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策含む)】 固定発生源及び自動車等からの排出ガス並びに越境起源による大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、人の健康の保護と生活環境の保全を図るための基礎資料である大気環境の状況をよりの確に把握するため、評価・監視体制の準備、科学的知見の充実等を進める。</p> <p>【3-2 大気生活環境の保全】 騒音に係る環境基準の達成状況を改善させ、騒音・震動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策や光害対策を講じることにより、良好な生活環境を保全する。</p> <p>【3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)】 水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。海洋環境の保全に向けて、国際的な連携の下で油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ごみ対策を図る。また、これらの施策と併せ、環境保全上健全な水環境の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。</p> <p>【3-4 土壌環境の保全】 土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。</p> <p>【3-5 ダイオキシン類・農薬対策】 ダイオキシン類について、現行の排出削減計画に規定する排出目標量(平成22年までに平成15年比で約15%削減)の達成状況を確認し、次期削減計画(改訂作業中)を策定する。全ての地点で環境基準を達成する。 農薬について、市場に出回る前の安全性審査を行うとともに、農薬の安全かつ環境に配慮した使用を確保するための指導や調査を実施する。</p> |
| 反映状況 | <p>改善・見直し</p> <p>政策評価結果を踏まえ、調査事項や検討方法について見直しを行い、効率化を図った。また、一部の事業については、昨年度より事業内容を統合するとともに、対策の検討、実施方法について見直し、更なる効率化を図っている。</p> <p>24年度概算要求額: 5, 190百万円</p> <p>機構要求 —</p> <p>定員要求</p> <p>(1)放射性物質による環境汚染への対処に関する対策のための増 (2)特定特殊自動車排出ガスによる大気汚染防止及び温室効果ガスの排出の抑制のための対策強化に伴う増 (3)法改正に伴う有害物質の地下浸透未然防止制度の創設に伴う増</p> |

| | |
|-------|---|
| 施策名 | 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 |
| 評価方式 | 実績評価方式 |
| 施策の概要 | <p>【4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築】 循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。</p> <p>【4-2 循環資源の適正な3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進】 各種リサイクル法の円滑な施行等により、循環資源の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進する。</p> <p>【4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。</p> <p>【4-4 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】 産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。</p> <p>【4-5 廃棄物の不法投棄の防止等】 不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る。</p> <p>【4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】 環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。</p> |
| 反映状況 | <p>改善・見直し</p> <p>政策評価結果を踏まえ、平成24年度においては、以下について重点的に施策を講じていくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災特別財政援助法や災害廃棄物処理特別措置法に基づき、市町村等が実施した災害廃棄物の処理に対して財政的な支援を行う。また、放射性物質汚染対処特別措置法の成立を踏まえ、放射性物質による汚染された廃棄物の国による直轄処理事業を実施する。 ・市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する。また、湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策を推進し良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する助成制度の充実を図る。 ・使用済小型電気電子機器の回収等の社会的実証事業を行うとともに、技術的基準の設定や情報発信の事業を実施し、速やかに小型電気電子機器のリサイクルに資する制度を創設する。 ・アジアの環境保全への貢献と我が国経済の活性化に資するため、我が国の静脈産業を育成し、その海外展開を支援する。 <p>24年度概算要求額: 55, 060百万円</p> <p>機構要求 ー</p> <p>定員要求</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)国内における小型電気電子機器回収・有用金属リサイクルの推進及び制度管理の実施に伴う増 (2)東日本大震災に係る災害廃棄物処理(代行)実施体制整備に伴う増 (3)放射性物質による環境汚染への対処に関する対策のための増 (4)産業廃棄物行政に係る審査体制の継続 |

| | |
|-------|--|
| 施策名 | 5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 |
| 評価方式 | 実績評価方式 |
| 施策の概要 | <p>【5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組】 生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。</p> <p>【5-2 自然環境の保全・再生】 原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。</p> <p>【5-3 野生生物の保護管理】 希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。</p> <p>【5-4 動物の愛護及び管理】 自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより動物の愛護と適正な管理についての国民の意識の向上を図る。</p> <p>【5-5 自然とのふれあいの推進】 豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。</p> |
| 反映状況 | <p>改善・見直し</p> <p>生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれの多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現するための各種施策を行うとともに必要な人員を配置できるように要求を行う。</p> <p>24年度概算要求額: 20, 446百万円</p> <p>機構要求 ー</p> <p>定員要求</p> <p>(1) 生物多様性保全施策の強化に伴う増 (2) 東日本大震災の復興対策に伴う増 (3) 海洋野生生物保護に関する事務体制の強化に伴う増</p> |

| | |
|-------|--|
| 施策名 | 6. 化学物質対策の推進 |
| 評価方式 | 実績評価方式 |
| 施策の概要 | <p>【6-1 環境リスクの評価】 化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価</p> <p>【6-2 環境リスクの管理】 化学物質審査規制法(以下、化審法という)に基づく、新規化学物質の審査及び既存化学物質等の安全性点検を計画的に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下、化管法という)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。</p> <p>【6-3 リスクコミュニケーションの推進】 リスクコミュニケーションに資する情報の整備、対話の推進及び場の提供を図ることを通じて、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進し、市民、産業、行政等のすべての利害関係者における化学物質の環境リスクに係る正確で分かりやすい情報の共有と信頼関係の構築に努める。</p> <p>【6-4 国際協調による取組】 POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)や、現在制定に向けて国際交渉中の水銀条約などの化学物質関連条約について、関連する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。</p> <p>【6-5 国内における毒ガス弾等対策】 平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。</p> |
| 反映状況 | <p>改善・見直し</p> <p>「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費」については、所定の成果を得た事業については終了するとともに、法施行経費については可能な限り、関係各省での分担や業務実績の効率性等を考慮の上、概算要求額を削減。</p> <p>24年度概算要求額: 1, 896百万円</p> <p>機構要求 -</p> <p>定員要求 (1)総合的化学物質対策の強化に伴う振替</p> |

| | |
|-------|---|
| 施策名 | 7. 環境保健対策の推進 |
| 評価方式 | 実績評価方式 |
| 施策の概要 | <p>【7-1 公害健康被害対策(補償・予防)】 公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視及び局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究等を行うことで、迅速かつ公正な補償及び予防を図る。</p> <p>【7-2 水俣病対策】 水俣病については、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法等に基づき、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。</p> <p>【7-3 石綿健康被害救済対策】 石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。</p> <p>【7-4 環境保健に関する調査研究】 健康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない種々の環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情報提供を行い、必要な対処等を行うよう意識啓発を進める。 ①花粉症についての情報や花粉の飛散予測等について、一般に情報提供を行い、花粉症の発症・増悪の予防を進める。 ②黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ③熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について、科学的な知見を収集し、一般に普及啓発を行う。</p> |
| 反映状況 | <p>改善・見直し</p> <p>「石綿問題への緊急対応に必要な経費」については、人件費等を見直すことにより、予算の減額要求を行った。</p> <p>24年度概算要求額: 15, 502百万円</p> <p>機構要求 ー</p> <p>定員要求 ー</p> |

| | |
|-------|---|
| 施策名 | 8. 環境・経済・社会の統合的向上 |
| 評価方式 | 実績評価方式 |
| 施策の概要 | <p>【8-1 経済のグリーン化の推進】 市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ら環境保全の取組が続けられる社会を目指す。</p> <p>【8-2 環境に配慮した地域づくりの推進】 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定推進と地域における地球温暖化対策の取組を支援することにより、低炭素な地域づくりを推進するとともに、公害防止計画に基づく取組を支援するなど、環境に配慮した地域づくりを推進する。</p> <p>【8-3 環境パートナーシップの形成】 NPO、企業、行政といった各主体間のパートナーシップの形成促進を図るため、東京・青山に「地球環境パートナーシッププラザ」を、全国7カ所に地方環境パートナーシップオフィスを、それぞれ設置。政策課題についての意見交換会・勉強会の実施、事業型環境NPO・社会的企業の支援などを通じたNPO、企業、行政等の協働での取組支援、環境・パートナーシップに関する情報の分析・発信などを行っている。</p> <p>【8-4 環境教育・環境学習の推進】 NPOや事業者等、様々な主体と連携しつつ、様々な場において、すべての主体に対して、学校・家庭・地域コミュニティが連携した質の高い効果的な環境教育・環境学習を行うことで、自発的、主体的に取り組む意識を醸成する。</p> |
| 反映状況 | <p>改善・見直し</p> <p>24年度要求では、これまでの施策の連続性等を考慮しつつ、更に効率的に施策の効果が図れるよう重点化を図り、メリハリの効いた予算要求を行った。</p> <p>24年度概算要求額: 919百万円</p> <p>機構要求 ー</p> <p>定員要求 (1) 経済社会の在り方を持続的発展が可能なものへの変格の推進に伴う増 (2) 環境教育推進法の一部を改正する法律の成立に伴う増</p> |

| | |
|-------|--|
| 施策名 | 9. 環境政策の基盤整備 |
| 評価方式 | 実績評価方式 |
| 施策の概要 | <p>【9-1 環境基本計画の効果的実施】 各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図るとともに、環境基本計画の見直しを行う。</p> <p>【9-2 環境アセスメント制度の適切な運営と改善】 環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。</p> <p>【9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発】 環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。</p> <p>【9-4 環境情報の整備と提供・広報の充実】 環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。</p> |
| 反映状況 | <p>改善・見直し 24年度要求では、これまでの施策の連続性等を考慮しつつ、更に効率的に施策の効果が図れるよう重点化を図り、メリハリの効いた予算要求を行った。</p> <p>24年度概算要求額: 21, 491百万円</p> <p>機構要求 —</p> <p>定員要求 (1)環境経済研究の推進体制の継続</p> |

3. 事前評価結果(平成22年10月から平成23年9月まで)の政策への反映状況

(1) 公共事業

| | |
|-------|--|
| 対象事業名 | 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業 |
| 評価方式 | 事業評価方式 |
| 評価の概要 | <p>必要性: 鹿児島県内における管理型産業廃棄物最終処分場の不足</p> <p>効率性: 投資(費用)に対して総便益が超過</p> <p>有効性: 産業廃棄物の処理体制の確保</p> |
| 反映状況 | 補助事業として実施 |

| | |
|-------|--|
| 対象事業名 | PCB廃棄物処理施設整備事業 |
| 評価方式 | 事業評価方式 |
| 評価の概要 | <p>必要性: 約30年間、民間事業者によるPCB処理施設の設置が試みられたが実現できなかったこと、PCB処理に関する国際条約(平成40年までのPCB処理)等を受けて、我が国においては、国が100%出資し、処理体制の整備を行い、日本環境安全事業株式会社において処理をおこなうものとなったものであり、PCB廃棄物処理の国内唯一の施設として整備が必要。</p> <p>有効性: JESCOの工事発注手続においては、処理技術アドバイザー会合を開催し専門家の助言を得ながら提案技術の評価・審査を行っており、安全・確実な処理を担保できる施設となっている。</p> <p>効率性: 設計・施工を一貫して行うことで施設整備費を最小限に抑えることに努めている。設計・施工業者は、総合評価落札方式一般競争入札により決定しており、効率化が図られている。</p> |
| 反映状況 | 補助事業として実施 |

(2)規制関係

| | |
|-------|----------------------------------|
| 法令の名称 | 水質汚濁防止法の一部を改正する法律 |
| 規制の内容 | 有害物質使用特定施設等の届出規定の創設 |
| 評価方式 | 事業評価方式 |
| 規制の目的 | 地下水汚染の未然防止を図るため、措置の対象施設を確実に把握する。 |
| 反映状況 | 平成23年6月22日に公布した。 |

| | |
|-------|------------------------------|
| 法令の名称 | 水質汚濁防止法の一部を改正する法律 |
| 規制の内容 | 有害物質使用特定施設等に係る構造等の基準遵守義務の創設 |
| 評価方式 | 事業評価方式 |
| 規制の目的 | 地下水汚染の未然防止を図るため、構造等の基準を遵守する。 |
| 反映状況 | 平成23年6月22日に公布した。 |

| | |
|-------|---|
| 法令の名称 | 水質汚濁防止法の一部を改正する法律 |
| 規制の内容 | 有害物質使用特定施設等に係る改善命令等の創設 |
| 評価方式 | 事業評価方式 |
| 規制の目的 | 地下水汚染の未然防止を図るため、構造等の基準を遵守していない施設に対し、改善命令等を行う。 |
| 反映状況 | 平成23年6月22日に公布した。 |

| | |
|-------|--|
| 法令の名称 | 水質汚濁防止法の一部を改正する法律 |
| 規制の内容 | 有害物質使用特定施設等に係る定期点検義務の創設 |
| 評価方式 | 事業評価方式 |
| 規制の目的 | 地下水汚染の未然防止を図るため、構造等の基準の遵守状況等を定期的に点検する。 |
| 反映状況 | 平成23年6月22日に公布した。 |

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 法令の名称 | 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令 |
| 規制の内容 | 水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加(指定物質の規定) |
| 評価方式 | 事業評価方式 |
| 規制の目的 | 事故発生時の応急措置及び届出並びに関係機関による迅速な対応を図る。 |
| 反映状況 | 平成23年4月1日に施行した。 |

| | |
|-------|---|
| 法令の名称 | 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令 |
| 規制の内容 | 法対象事業に風力発電事業を追加 |
| 評価方式 | 事業評価方式 |
| 規制の目的 | 風力発電事業については、騒音や鳥類の衝突事故(バードストライク)等の被害が報告されていることから、環境影響評価法の対象事業として追加することで、透明性の高い環境影響評価がなされることを確保し、住民の理解と受容が一層進み、環境と調和した形での風力発電所の健全な立地を促進する。 |
| 反映状況 | パブリックコメントを実施した。 |

| | |
|-------|---|
| 法令の名称 | 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令 |
| 規制の内容 | 法的関与要件に交付金事業を追加 |
| 評価方式 | 事業評価方式 |
| 規制の目的 | 環境影響評価法の対象となる事業種及び規模の事業が交付金の公付対象となる可能性があり、事業内容の決定に環境影響評価の結果を反映させる方途がある交付金を指定することで、事業に係る環境保全について適切な配慮がなされることを確保する。 |
| 反映状況 | 平成23年10月14日に公布した。 |

(3) 租税特別措置等

| | |
|-------|--|
| 対象政策 | PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長 |
| 評価方式 | 事業評価方式 |
| 要望の内容 | (1)措置の対象 PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の適用期限を2年間延長する。 (2)措置内容 特別償却措置(初年度8/100) |
| 反映状況 | 税制改正要望において、PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長を要望した。 |

| | |
|-------|---|
| 対象政策 | 最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の延長 |
| 評価方式 | 事業評価方式 |
| 要望の内容 | (1)特例の内容 廃棄物の最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金(維持管理積立金)制度に基づき積み立てた額について、損金算入できることとする特例措置を2年間延長する。 (2)対象者 青色申告書を提出する法人で、廃棄物最終処分場について、廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けたもの |
| 反映状況 | 税制改正要望において、最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置の延長を要望した。 |

| | |
|-------|---|
| 対象政策 | 廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮 |
| 評価方式 | 事業評価方式 |
| 要望の内容 | 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の改正による法定耐用年数の短縮 ○ 別表第二 機械及び装置の耐用年数表 現在、「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの」のうち、「主として金属製のもの」に分類され、法定耐用年数17年とされている廃棄物処理業用設備について、実態に合わせ、短縮する。 |
| 反映状況 | 税制改正要望において、廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮を要望した。 |

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 対象政策 | 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 |
| 評価方式 | 事業評価方式 |
| 要望の内容 | 増加型・高水準型の恒久化 |
| 反映状況 | 税制改正要望において試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除を要望した。 |